

老人福祉施設入所者法外援護給付金支給要綱

(目的)

第1条 老人福祉法第20条の4に規定する老人福祉施設（以下「施設」という。）に入所措置されている者（以下「入所者」という。）に対し、法外援護給付金（以下「給付金」という。）を支給することによって、公的年金等の受給者との均衡を図り、もって老人の福祉の向上を期することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、市内の施設の入所者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 公的年金等の受給権者であつて、支給停止中の者
- (2) 老人保護措置費生活費の加算の特例の適用を受けられる者
- (3) 公的年金等の月額が給付金の支給月額と同等以上の者

(基準額)

第3条 給付金の支給額は、一人月額4,700円とする。ただし、公的年金等月額が4,700円に満たない場合は、その額と4,700円との差額とする。

(支給の方法)

第4条 給付金は、各月初日に在籍する支給対象者に対し支給する。

- 2 給付金は、8月、12月、4月にそれぞれ前4か月分を支給する。
- 3 施設長は、支給対象者より給付金の請求及び受領に関する一切の権限の委任を受けて、給付金の請求・受領等の手続きを行うものとする。
- 4 給付金の請求は、老人福祉施設入所者法外援護給付金請求書（様式第1号）により、毎支給月の5日までに市長に行わなければならない。

(関係書類の整備及び状況報告)

第5条 市長は、給付金を受領した施設長に対し、当該事業に関して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をし又は関係職員をして随時必要な調査をさせることができる。

- 2 給付金を受領した施設長は、前条第3項及び第4項の事務に関する書類並びに老人福祉施設入所者法外援護給付金支給台帳（様式第2号）を整備し、5年間保管するものとする。

(給付金の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者にすでに支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の予算に係る給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。